医療費控除の概要

	医療費控除（従来）	医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）
対　　象	申告者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合（インフルエンザなどの予防接種は対象外）	申告者が健康の保持増進と疾病の予防への取組みとして「**一定の取組**注1」を行い、申告者や生計を一にする親族のために**特定の医薬品**注2の購入費を支払った場合
控除額計算	｛支払った医療費の総額－**保険金などの補てん金額**注3｝－（10万円または所得の合計額×５％のどちらか少ない方の金額）（控除限度額200万円）	｛特定の医薬品の購入費の総額－保険金などの補てん金額｝－12,000円（控除限度額88,000円）
申告書記入方法	支払った医療費の総額、保険金などの補てん金額を**3**の㉘、控除額を**4**の㉘に記入 ※セルフメディケーション税制の場合は、**4**の㉘の区分欄に「１」を記入	
必要書類	(1) **医療費控除の明細書**注4 (2) 注5に該当する費用を申告する場合は、その証明書	(1)**セルフメディケーション税制の明細書**注4
共通の注意事項	㋑：従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択して適用を受けることになります。一度申告するとその年度での選択の変更はできません ㋺：各健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」などの医療費通知の添付により医療費の明細についての記入を省略できます。詳細については添付の医療費控除の明細書の裏面を参照ください ㋩：明細書の記入内容の確認のため、領収書（医療費通知に係るものを除く）や「一定の取組」を行ったことが確認できる書類の提示または提出を求める場合があります	

注1　次の１から５のいずれか１つの「**一定の取組**」を行っていることが要件となります
１．予防接種　２．市区町村のがん検診　３．定期健康診断（事業主検診）４．特定健康診査　５．健康診査

注2　**特定の医薬品**とは要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。対象医薬品は、厚生労働省のウェブサイトから確認できます

注3　**保険金などの補てん金**は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます

注4　**各明細書の記入と添付が必要です。**領収書の添付のみでは控除の適用を受けることができません

注5　寝たきりの人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」または市町村長等が交付するおむつ使用の確認書など）、ストマ用装具の購入費用（ストマ用装具使用証明書）など。そのほかについては、医療費控除の明細書の裏面を参照ください

11 事業専従者に関する事項

事業主と生計を一にする親族（15歳未満や学生は除く）で、前年中に６か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）１人につき、次の金額のいずれか少ない方の金額を専従者控除として必要経費にすることができます。裏面**11**に事業専従者の氏名などを記入してください。

（１）500,000円（事業専従者が配偶者の場合は860,000円）
（２）（事業専従者控除前の所得金額）÷（事業専従者数＋１）

14 寄附金に関する事項

特定の団体に対して寄附を行った場合、一定の計算により算出された金額が市・県民税の所得割額から税額控除されます。裏面**14**に寄附先ごとに支払金額を記入し、**「寄附先が発行した支払証明書（領収書）または特定寄附仲介業者が発行する証明書」を添付**してください。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した人でも、**市・県民税申告や確定申告を行う場合はワンストップ特例が無効になります。**申告する際は、必ずふるさと納税に伴う寄附金控除を含めて申告してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

申告者の給与等の収入金額が850万円を超え、下記の(1)または(2)に該当する場合、計算方法のとおり計算した金額(g)を給与等の所得金額から控除します。

（１）申告者、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である
（２）23歳未満の扶養親族がいる

●申告方法

裏面**15**に特別障害者または23歳未満の扶養親族に該当する人の必要事項を記入してください。

●計算方法

給与等の収入金額（最高1,000万円）	e
e －850万円	f
所得金額調整控除（f ×0.1）	g
差引金額（給与所得額－g）	h

→ この金額を**2**の⑥に記入します。ただし、申告者が給与等と公的年金等の両方を有している場合は、P5の**給与等と公的年金等の両方を有する場合の所得金額調整控除**の計算も必要です。